

# 千葉市の受動喫煙対策について



保健福祉局 健康部  
健康企画課



# 受動喫煙(じゅどうきつえん)とは、 「他人のたばこの煙や蒸気」を吸ってしまうこと

たばこを吸わない人でも、普段生活していると、家族や職場の同僚、たまたま居合わせた人など、誰かのたばこの煙や蒸気を吸い込んでしまうことがあります。これを「受動喫煙」といい、たばこを吸わない人の健康にも悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっています。



吸う人のマナーの問題ではなく、  
人の健康にかかわる問題です。

# 受動喫煙を受けると、 病気になるリスクが確実に高まる

受動喫煙を受ける人が受けない人に比べ、病気になるリスクが何倍かを示したもの

脳卒中  
1.3倍

虚血性心疾患  
1.2倍

肺がん  
1.3倍

乳幼児突然死  
症候群(SIDS)  
4.7倍

(「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書(通称 たばこ白書)」  
国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙による**死亡者数は年間で  
約1万5千人**と推計されている。

(厚生労働省科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「たばこ対策の健康影響および健康影響の包括的評価に関する研究」)

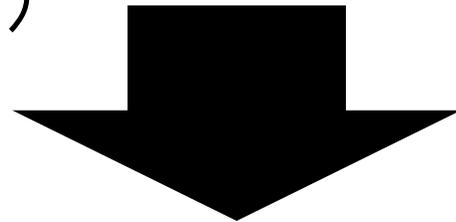
# 受動喫煙対策のポイント

受動喫煙対策の観点からは、  
屋外よりも**屋内**の対策が**重要**



# 健康増進法の改正により、**受動喫煙対策**が強化される

- 今までは施設の管理権原者の努力義務  
(強制力なし)

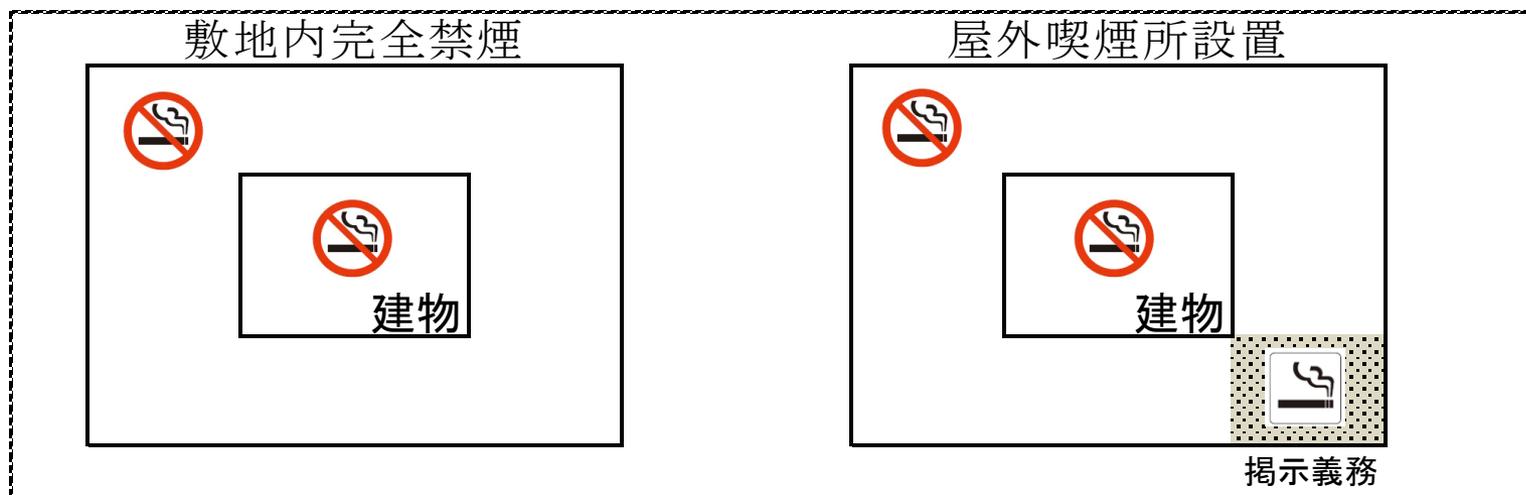


- 原則、**敷地内禁煙** or **屋内禁煙**  
(施設の区分に応じて、喫煙場所を制限)
- 違反した場合は、**罰則が適用される**

# 施設の種類① 第一種施設

行政機関、学校、児童福祉施設、  
病院、**介護老人保健施設、介護医療院**など

原則**敷地内禁煙**（屋外喫煙所設置可）



施行時期：**2019年7月～**

# 施設の種類② 第二種施設

事業所(職場)、飲食店、ホテル(客室除く)、  
商業施設、等 ※居住に用に供する場所は適用対象外

原則**屋内禁煙**(ただし、専用室で喫煙可能)



施行時期: **2020年4月1日** ~

# その他の規制

## ◆ 掲示義務等

- ・喫煙場所へ標識の掲示を義務づけ
- ・広告や宣伝の際は、喫煙が行われる店であることの公表

## ◆ 20歳未満の立入禁止

- ・客、従業員に関わらず、喫煙場所への立入不可

## ◆ 省令で定める措置への適合

(第一種施設の屋外喫煙場所、第二種施設の喫煙専用室など)

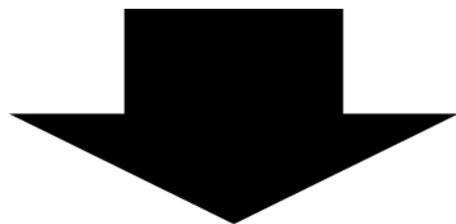
- ・喫煙室内に向かう風速、喫煙区域内の粉じん濃度 など

## ◆ 喫煙の際の配慮義務

- ・周囲に受動喫煙を生じさせないよう配慮

# 市独自の規制を上乗せした**条例が成立**

平成30年第3回定例会 条例議案を提出



全会一致で可決

平成30年9月

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」の制定

**施行時期: 2020年4月1日**

# 千葉市独自の規制は3つ

①行政機関の庁舎は敷地内禁煙【努力義務】

②既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は原則屋内禁煙【罰則あり】

(キャバレーやナイトクラブは当面の間、努力義務)

③保護者は受動喫煙から未成年者を保護

【努力義務】

# 義務違反者への対応

根拠	義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
法	全ての者	①喫煙禁止場所における喫煙禁止	○	○(命令に限る)	○(30万円以下)
		②紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○(50万円以下)
	施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと)  *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者(管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと)にも義務が発生する。	③喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
		④喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
		⑤施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
		⑥施設標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
		⑦施設標識の除去	○	—	○(30万円以下)
		⑧書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○(20万円以下)
		⑨立入検査への対応*	—	—	○(20万円以下)
		⑩20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
		⑪広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)*	○	—	—
		⑫喫煙可能室の設置禁止	○	○	○(5万円以下)
		⑬立入検査への対応*	—	—	○(2万円以下)
条例					

# 終わりに

受動喫煙の防止は、お客様や従業員の命と健康を守るために必要なことです。

ご理解とご協力をお願いいたします。

